

内閣法制局支出総点検プロジェクトチームの設置について

平成21年1月30日
総務主幹決定

1 目的

行政支出総点検会議の「指摘事項」（平成20年12月1日取りまとめ）を踏まえ、当局の支出に関する職員の意識改革を行うとともに、支出全般についての点検を行い、予算執行の見直し等を行うため、内閣法制局支出総点検プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、必要な措置を講ずる。

2 構成

プロジェクトチームは、次に掲げる者で構成する。

- (1) 総括責任者 総務主幹
- (2) 副総括責任者 長官総務室総務課長、会計課長及び調査官
- (3) 担当者 第一部法令調査官、第二部、第三部及び第四部総務主任、総務課課長補佐並びに会計課課長補佐

3 業務

プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 目標の設定
- (2) 職員研修等の実施
- (3) 契約内容の把握等
- (4) 予算執行状況の確認等及び予算要求への反映
- (5) 会計検査院からの意見等への対応
- (6) 取組状況等の公表
- (7) 有識者からの意見聴取

4 その他

プロジェクトチームの庶務は、長官総務室会計課において処理する。